

### 第31回柏崎市農業委員会総会議事録

期日 令和元年12月26日(木)

場所 市役所 第1会議室

議案 議第1号 農地法第3条許可申請について

議第2号 農地法第5条事業計画変更承認申請について

議第3号 農地法第4条許可申請について

議第4号 農地法第5条許可申請について

議第5号 農業委員会和解の仲介に関する規程の制定について

議第6号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

その他 1月総会の会議開催予定日時

第32回総会を1月31日(金)午後開催します。

出席及び欠席の委員 別紙のとおり

並びに事務局職員

開会 午後1時30分

霜田局長

ただ今から第31回柏崎市農業委員会総会を始めさせていただきます。総会に先立ち、農業新聞の加入推進にあたりまして、購読の申込をいただいた方に農業会議からクオカードを預かっておりますので、黒坂会長からお渡しさせていただきます。

(阿部淳一さんにクオカード贈呈)

霜田事務局長

それでは、ただ今から第31回柏崎市農業委員会総会を始めさせていただきます。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第2条第1項及び同条第2項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。

また、同規則第4条により、会長が議長となります。それでは会長、よろしくお願ひします。

黒坂会長

ご苦勞様です。暮れも押し迫った忙しい中、総会に参加いただきありがとうございます。また、各地域における農業者の意向調査を取りまとめていただき、大変ご苦勞様でございました。想像はつきましたが、いざデータにしてみますと10年は厳しいと感じられました。柏崎農業をさらに活性化していくのも私たちの使命です。データをデータとして終わらせることなく、活用していきたいと思っています。データをもとに地域で検討会を行い、農業の活性化に向けて努力していただきたいと思っています。

今年一年を振り返りますと、農業においてはどこの地域も災害があり、収量減、品質低下で今年の農業は芳しくなかったですが、農業者魂でそれに負けず次に向かっていきたいと思っています。良いことは次年度に持ち越し、芳しくないものは忘れて、来年に向けて頑張っていきたいと思しますので、よろしくお願ひします。楽しい新年を迎えていただく事を願ひながら挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長

それでは、総会を開催するにあたり、事務局に本日の出席委員数の報告を願ひます。

霜田事務局長

事務局です。委員数は19人であり、欠席報告1人、現在の出席委員数は18人で、過半数であることを報告致します。また、農地最適化推進委員の出席は22人です。

議長

ただ今、事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

これより、第31回総会を開催します。

議長

次に、柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を指名します。議長が指名することにご異議ございませんか。

— 「異議なし」の声あり —

議長

それでは、No.5 植木 稔委員、No.16 間島 務委員の2人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第1号 農地法第3条許可申請について」の申請番号1及び2の案件が、○番○○○委員に関する案件でありますので、○○委員の退席を求めます。事務局の説明を求めます。

— ○○委員が退席 —

阿部係長

それでは、議案書1ページをご覧ください。議第1号農地法第3条許可申請 申請番号1及び申請番号2についてご説明いたします。土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10aあたりの価格の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号1 大字畔屋字親ヶ峰○○番○ 外1筆 田 1,709 m<sup>2</sup>。大字畔屋○○番地○○○○。大字畔屋○○番地○○○○。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

申請番号2 大字畔屋字親ヶ峰○○番○ 外4筆 田 4,933 m<sup>2</sup>。大字畔屋○○番地○○○○。大字畔屋○○番地○○○○。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

審査結果の1ページをご覧ください。本案件について地区担当の委員、笹川農地会議代表者、事務局の阿部係長、濁川職員が現地調査を行いました。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第1号の申請番号1及び申請番号2の案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 1 号 申請番号 1 及び申請番号 2 の申請案件を許可処分と決定いたします。退席を求めています〇〇委員の入室を求めます。

— 〇〇委員が入室 —

議長

〇〇委員に退席を求めましたが、申請番号 1 及び申請番号 2 の案件は許可処分と決定いたしました。

議長

次に議第 1 号 申請番号 3 から申請番号 8 の案件の審議を行います。事務局に説明を求めます。

阿部係長

それでは、続いて 申請番号 3 から申請番号 8 についてご説明いたします。

申請番号 3 西山町浜忠字二位殿〇〇番 田 1,569 m<sup>2</sup>。西山町浜忠〇〇番地 〇〇〇〇。西山町浜忠〇〇番地 〇〇〇〇 〇〇〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

申請番号 4 大字下大新田字大江東〇〇番 外 3 筆 田 5,914 m<sup>2</sup>。大字吉井〇〇番地 〇〇 〇〇〇〇。大字吉井〇〇番地 〇〇 〇〇〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

申請番号 5 大字吉井字中田〇〇番〇 田 1,028 m<sup>2</sup>。大字吉井〇〇番地 〇〇 〇〇〇〇。大字吉井〇〇番地 〇〇 〇〇〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

申請番号 6 西山町別山字内越〇〇番 外 1 筆 田 1,786 m<sup>2</sup>。東京都目黒区祐天寺〇丁目〇番〇-〇号〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇。西山町尾野内〇〇番地 〇〇 〇〇〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

申請番号 7 大字黒滝字梨平〇〇番〇 田 509 m<sup>2</sup>。大字黒滝〇〇番地 〇〇 〇〇〇〇。大字黒滝〇〇番地 〇〇 〇〇〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

申請番号 8 高柳町石黒字下原道西〇〇番〇 田 545 m<sup>2</sup>。高柳町石黒〇〇番地 〇〇 〇〇〇〇。高柳町石黒〇〇番地〇 〇〇 〇〇〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

審査結果の 1 ページをご覧ください。案件ごとに地区担当の委員、笹川農地会議代表者、事務局の阿部係長、濁川職員が現地調査を行いました。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請番号 3 から申請番号 8 の案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号の申請番号 3 から申請番号 8 の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 2 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

それでは、議案書 3 ページをご覧ください。議第 2 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、当初計画者、承継者、転用目的、申請理由及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 大字安田字中道〇〇番〇 外 2 筆 田 243.20 m<sup>2</sup>。大字安田〇〇番地〇〇 〇〇。大字下田尻〇〇番地〇 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 外 1 名。車庫。当初計画者が物置及び車庫を建設する予定でしたが、これを取り止め、承継者が車庫を建設するものです。第 2 種でございます。議第 4 号第 5 条許可申請 申請番号 4 に関連するものです。

申請番号 2 大字藤井字山崎〇〇番 田 510 m<sup>2</sup>。松美〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。車庫兼倉庫。当初住宅を建設する予定でしたが、これを取り止め、車庫兼倉庫を建設するものです。第 3 種でございます。議第 3 号第 4 条許可申請 申請番号 2 に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の 3 ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を承認処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 「異議なし」の声あり －

議長

議第 2 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に「議第 3 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

それでは、議案書 4 ページをご覧ください。議第 3 号 農地法第 4 条許可申請について、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、申請者、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 大字大河内新田字栃窪〇〇番 外 1 筆 田 278 m<sup>2</sup>。米山台〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇〇。農作業所。第 2 種でございます。申請地は、すでに着工されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 2 大字藤井字山崎〇〇番 田 510 m<sup>2</sup>。松美〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。車庫兼倉庫。第 3 種でございます。議第 2 号第 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 2 に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 4 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたし

ます。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。第 3 号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 「異議なし」の声あり －

議長

議第 3 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局に説明を求めます。

阿部係長

それでは、議案書 5 ページをご覧ください。議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 大字堀字堂ノ前〇〇番〇 外 1 筆 田 63 m<sup>2</sup>。大字堀〇〇番地 〇〇〇。神奈川県横浜市青葉区大場町〇〇番地〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇。宅地の拡張。第 2 種でございます。申請地は、すでに転用目的である宅地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 2 田塚〇丁目字丘江〇番 外 2 筆 田 2,061 m<sup>2</sup>。田塚〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇 外 2 名。比角〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇。宅地及び道路造成。第 3 種でございます。

申請番号 3 大字安田字中道〇〇番〇 外 2 筆 畑 207 m<sup>2</sup>。大字安田〇〇番地〇〇 〇〇。大字下田尻〇〇番地〇 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 外 1 名。一般個人住宅。第 2 種でございます。

申請番号 4 大字安田字中道〇〇番〇 外 2 筆 田 243.20 m<sup>2</sup>。大字安田〇〇番地〇〇 〇〇。大字下田尻〇〇番地〇 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 外 1 名。車庫。第 2 種でございます。議第 2 号第 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 1 に関連するものです。

申請番号 5 大字大河内新田字栃窪〇〇番〇 田 104 m<sup>2</sup>。大字新道〇〇番地 〇〇 〇〇。米山台〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇〇。農作業所。第 2 種でございます。申請地は、すでに着工されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 6 北園町字大西〇〇番〇 外 2 筆 畑 248 m<sup>2</sup>。桜木町〇番〇号 〇〇 〇〇。田中〇番〇-〇号〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第 3 種でございます。

申請番号 7 大字横山字田子屋〇〇番 外 1 筆 田 2,019 m<sup>2</sup>。東京都大田区蒲田〇丁目〇番〇号〇〇〇〇 〇〇 〇。穂波町〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇。駐車場。第 3 種でございます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 5 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

— 「異議なし」の声あり —

議長

議第 4 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 5 号 新潟県柏崎市農業委員会和解の仲介に関する規程の制定について(案)」事務局に説明を求めます。



山崎局長代理

議第 5 号 新潟県柏崎市農業委員会和解の仲介に関する規程の制定について（案）をご説明申し上げます。議案書の 7 ページから 9 ページまでとなります。

新潟県柏崎市農業委員会和解の仲介に関する規程を下記のとおり制定するものとする。

令和元年（2019 年）12 月 26 日

柏崎市農業委員会会長 黒坂正春

まず、提案の経緯・趣旨を申し上げます。

このところ、農業委員会事務局の窓口において、農地の利用関係の相談が寄せられることに鑑みて、農地法第 25 条から第 29 条までの規定に基づき、農地の利用関係の適正な解決に向けて対応できる仕組みを整えておくために、制定いたしたいとするものです。

ご承知のとおり、一般的に、農地等の紛争処理方法には、次の 3 つが考えられております。まず、民事訴訟（裁判）です。次に、裁判所に設けられる調停委員会等が仲介する「農事調停」制度。3 つ目に、本案の「和解の仲介」であります。

このように、農地等の紛争処理方法のひとつとして、本案の「和解の仲介」制度が存在するわけですが、この趣旨は、農地等の利用関係の紛争事件には、農業者の意識からみて、裁判で解決してもらうことよりも、身近で簡易に解決してもらいたいものがあり、これらについて、農業委員会又は知事が和解の仲介を行って紛争の早期解決を図ろうとするところにあります。

それでは、和解の仲介に関する規程の内容をご説明申し上げます。全部で 15 条からなります。

#### 第 1 条 趣旨

趣旨は今ほど申し上げたとおりであります。

#### 第 2 条 仲介の方針

#### 第 3 条 仲介委員の指名及び通知

仲介の申立てがあつて始めるものです。仲介の申立てがありましたら、農業委員会会長が仲介委員を 3 人指名することになります。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、指名しないものとなっています。

指名した場合、速やかに仲介委員及び申立人等へ通知すると共に、知事にその旨及び紛争の概要を通知することになっています。

#### 第 4 条 仲介委員の変更及び通知

#### 第 5 条 仲介申立ての手續

仲介の申立て人から、文書又は口頭をもって申し出ることとします。

#### 第 6 条 仲介申立ての処理

会長は、仲介の申立てを受理したときは、申立事由及びその内容を調査し、仲介を行

うことが適当であるか否かを検討し、農業委員会において仲介を行うことが不適當又は困難と予想される事件については、農業委員会に諮り申立人の同意を得て、知事に移管するものとしています。

#### 第7条 仲介主任及び仲介委員会の招集

- 1 仲介委員会に仲介主任を置く。
- 2 仲介主任は、仲介委員の互選により選任する。
- 3 委員会は、仲介主任が招集する。
- 5 委員会は原則として非公開にしたいと考えています。

#### 第8条 小作主事の招致

必要に応じて小作主事の出席を求め、その意見を聞くものです。小作主事は、都道府県に設置されている機関です。

#### 第9条 仲介委員の運営

- 1 仲介は、当該仲介事件を担当する仲介委員全員の合意及び申立人等の合意によらなければなりません。
- 2 当該申立事件を担当する仲介委員及び仲介事務を担当する職員並びに委員会に出席を要求された者以外は、委員会に出席することはできません。
- 3 仲介委員及び職務のため出席した職員その他の関係者は、仲介において知り得た秘密を他に漏らしてはならないという守秘義務を規定させてもらっています。

#### 第10条 申立ての取下げ

#### 第11条 和解の成立

#### 第12条 仲介の打切り及び通知

和解の成立が得られない場合又は申立人等が仲介に応じない場合は、仲介を打ち切るものとする。

#### 第13条 仲介の事務処理

農地法、農地法施行規則、農地法関係事務に係る処理基準、農地法関係事務処理要領、国からの関係通知の定めるところによって行っていきます。

#### 第14条 会長への報告義務

#### 第15条 仲介委員の任期

仲介委員の任期は、仲介委員に指名されたときに始まり、申立事件の和解が成立し、又は仲介を打ち切り、そのてん末の報告が会長に受理されたときに終わります。

これらの手続においては、各種の書類が必要です。書類の様式は、その例が国からの通知に示されておりますので、それに沿った形式で別に定めることとしております。

この制度は、既に農地法等に規定があることから、この規程(案)にご承認いただけましたら、本日、令和元年12月26日から施行いたしたいと考えております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－「議長」との声あり－

No.5 植木 稔委員

仲介委員 3 人は会長が指名するというので、仲介委員会の運営は 3 人が中心になり、運営委員会に入るのは、担当職員並びに委員会に出席を要求された者となると、これは事務局と会長、会長職務代理は入るのですか。

山崎局長代理

会長、会長職務代理が出席を要求されれば入りますが、原則として、運営は仲介委員 3 人になります。

議長

他にご意見ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号について事務局の提案通りとすることにご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

議長

議第 5 号の案件を事務局の提案通りと決定いたします。

議長

次に「議第 6 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」事務局に説明を求めます。

霜田事務局長

議案書10ページをご覧ください。議第6号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてご説明いたします。趣旨、経緯を申し上げます。皆様に幾度となく全国の事例をお伝えしてきました。11月19日に新潟県農業委員会大会におきまして、農業委員会の綱紀保持に関する申し合せを行いました。11月28日には全国農業委員会会長代表者集会におきましても、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合せを決議しました。これらを踏まえまして、管内のすべての農業委員会で、農業委員の法令遵守の申し合わせ決議を行います。そのうえ総会の議事録に残すということがうたわれています。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

令和元年12月26日

柏崎市農業委員会

会長 黒坂正春

1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第6号について事務局の提案通りと決定することにご異議ございませんか。

議長

議第 6 号の案件を事務局の提案通りと決定いたします。

議長

以上で第 31 回総会を終了します。

議長

その他の事項で、委員のみなさんから発言はございませんでしょうか。  
ないようでしたら事務局からその他事項をお願いします。

霜田事務局長

お手元の第 31 回農業委員会総会（R1. 12. 26）事務局事務連絡をご覧ください。

1 今後の予定

家族農業版働き方改革セミナー 1 月 17 日（金）13 時から 17 時 朱鷺メッセです。

12 月 27 日（金）までの申込み、申込みは直接日本農業法人協会へお願いします。

市町村農業委員会役員等研修会 1 月 22 日（水）13 時 30 分から 16 時 30 分 新潟ユニゾンプラザです。役員の方に別途案内をお渡ししました。

第 23 回運営会議 1 月 23 日（木）13 時 30 分から 市教育分館 3 階多目的室です。第 24 期委員募集について協議いただきたいと思います。

第 32 回総会（新年会） 1 月 31 日（金）15 時 30 分から 市第 1 会議室です。新年会案内済（12 月 19 日（木））、締切 1 月 17 日（金）です。

柏崎・刈羽地域農業者大会 2 月 7 日（金）13 時 15 分から 16 時 15 分 文化会館「アルフォーレ」です。米の品質向上と園芸生産の拡大に向けた農業者大会を予定しています。

以上です。

山崎局長代理

2 2020 農業委員会活動記録簿について

お名前、議席番号が貼ってありますので、間違えがないかご確認をお願いします。今回の記録簿はミシン目が入り、切り取れるようになっていますが、これまで通りコピーをしたいので、切り取らないで皆様のお手元に残してください。

続きまして、手帳になります。こちらは、お写真、お名前、生年月日等が記載してあ

りますのでご確認ください。誤りがありましたら事務局までご連絡ください。中には身分証明書が入っていますので、大切に保管してください。

以上です。よろしくお願いいたします。

## 濁川職員

### 3 令和2年度春季分利用権設定について

本日、お手元に配布しました封筒の中をご覧ください。「農業経営基盤強化促進法による利用権設定書の配布と回収について」でございます。8月の総会でも説明させていただきましたが、改めて説明させていただきます。この取り組みは、農地の流動化を促進し、担い手への利用集積を図ることを目的として活動いただくものです。

- ① 期間満了となる農用地利用集積計画による利用権の更新
- ② 担い手への農地の面積集積
- ③ 遊休農地の発生防止のための出し手・受け手の結び付け

提出期日は、2月10日（月）です。取りまとめいただいたものは、来年3月の総会に諮り、4月に公告の予定です。

今回の更新案件は412件、1,760筆、約133haです。このうち、皆様からは230件の更新活動をお願いすることになります。

それでは、お手元にお配りしました封筒の中身のご確認をお願いいたします。黄色、水色、ピンク色の紙で留めてある書類です。

まず、黄色の紙で留めてあります、委員管理用書類をご覧ください。左上に委員さんのお名前が入っております。「利用権設定書の配布と回収について（お願い）」の文書と「利用権設定申出書」のQ&A（A4裏表）、今回お願いする一覧表（A3）です。なお、黄色の紙で留めてある書類の中の一覧表（A3）は個人情報ですので、活動終了の際は、必ずお返しをいただきたいと思っております。

次に、水色の紙で留めてあります書類は「再設定の申出書」です。今回「再設定の申出書」のない委員さんもおります。

最後、ピンク色の紙で留めてあります書類は新規分の申出書が3部入っております。新規設定される方にお渡しください。不足の場合は事務局にお申し出ください。

手続きについて、簡単に説明させていただきます。更新の申出書に所有者と耕作者の方から、賃借料の記入、設定期間を記入してもらい、署名、押印をもらってください。それぞれの申出書に記入例がついていますのでそれを参考に記入してください。

中間管理機構を通じて設定する場合、受付窓口はJAとなっております。今回お配りしました事務局受付の申出書とは用紙が異なりますのでご了承ください。

中間管理機構を介する場合や、更新しない場合は、必ず、事務局へご報告ください。

次に、お配りした更新書類について地区担当基準で振り分けてございますが、一覧表

をご覧ください、これは自分よりも別の委員さんが担当したほうが円滑に進むといったような場合は、双方で協議いただいて、調整していただければと思います。なお、担当する委員さんが変更になった場合、必ず事務局にご連絡ください。

その他、所有者が市外、共有名義、相続登記が済んでいない等の場合は事務局扱いとして、事務局から直接所有者に送付します。

提出締切は、2月10日（月）でございますので、よろしく願いいたします。利用権については以上です。

#### 阿部係長

##### 4 コンクリート底地の農地に係るこの1年間の届け出及び相談の状況

それでは、いわゆるコンクリート底地の農地に係るこの1年間の届出及び相談の状況についてご報告します。本日お配りしたA3両面カラー刷りの資料をご覧ください。昨年11月から、いわゆるコンクリート底地の農地について、要件が該当すれば、転用申請ではなく、届出だけで済むようになり、その後の固定資産税や相続税等税制度上も農地として取り扱うこととするのを、昨年12月の総会におい、説明させていただきましたが、その後のこの1年間の状況についてご報告します。

コンクリート底地の農地については、届出があっても、総会の議案ではなく、報告案件となりますが、皆様ご存知のとおり、この1年間で届出はありませんでした。

ただ、相談は何件かありましたが、要件に該当するものはありませんでした。

その内容については、「作業用の通路をコンクリートで舗装したい」という相談がありましたが、「屋外のものであり、建物内部ではない」ということで該当しませんでした。

また「育苗ハウスとして利用したい」とする相談も複数件ございましたが、「それ以外の期間は、倉庫・格納庫として利用する」との意向により該当しませんでした。この制度は全期間を通じて「もっぱら農作物の栽培の用に供されるもの」という基準があり、これは「年間の農作物の栽培計画」も提出してもらい、毎月農業委員会で利用状況を確認し、届出以外の用途での利用が確認されれば違反転用となるためです。

今後も委員・推進委員の皆様に農家の方から相談・問い合わせがあるかとは思いますがよろしく願いします。

事務局窓口をご案内いただいても結構です。以上です。

#### 議長

ただ今の事務局からの説明をふまえてご質問はございませんか。

No.5 植木 稔委員

新しい活動記録簿セットで書き方が変わってきていますが、今まで通常に書いていた表の方は同じですけど、裏の方に意向調査の把握というのがあるのですが、実際やったことだけを書くということですか。

山崎局長代理

はい、そのとおりです。

議長

他にご質問はございませんか。

No.6 安野 検一委員

議第 5 号の案件で事務局から説明いただきたいのですが、先程の仲介委員について議案書 8 ページにある第 9 条の当該申立事件を担当する仲介委員というのは、会長が 3 人の仲介委員を選出するという中の 1 人が担当するということですか。

山崎局長代理

こちらは指名された 3 人の仲介委員で担当することになります。

No.6 安野 検一委員

3 人であれば、その先を読んでいただければ分かりますが、仲介委員及び仲介事務を担当する職員並びに委員会とありますが、この委員会というのはどの委員会ですか。

山崎局長代理

委員会というのは、第 7 条にあります仲介委員会を指します。

No.6 安野 検一委員

仲介委員は 1 人ではなく 3 人のことを言っていることですよ。その 3 人の委員が 2 回出てくるということですか。

山崎局長代理

第 3 条で仲介委員 3 人を指名しなければならないとありますので、仲介委員は 3 人です。当該申立事件を担当する仲介委員とは、場合によっては別々の事件を扱うために複数の委員会が同時に立つことが考えられるので、事件一つ一つごとに限定をしております。この仲介委員は第 3 条で指名をした仲介委員 3 人のことを指しています。



№6 安野 検一委員

複数の案件でという意味ですね。もう一つは、同じ第 9 条の当該仲介事件を担当する仲介委員全員とは仲介委員 3 人のことですよね。無いと思いますが、2 対 1 になった場合はどうするのですか。

山崎局長代理

国の通知では、できる限り全員一致となるようにしてくださいとの指導があるものの、多数決を否定するものではないとなっています。一つの意見をゴリ押しするということではなく、仲介委員と申立人が話し合っただき、一つの方向を見出さなければいけないと考えています。

議長

他にご質問はございませんか。

議長

以上で本日の日程は終了しました。閉会の挨拶を佐藤会長職務代理からお願いします。

佐藤会長職務代理

お疲れ様でした。先般、市議会で農地賃借料の質問があり会長が出席されていました。質問された議員さんは農業経営の中で経費削減は賃借料しかないのではないかと考えていました。賃借料情報の中で価格が一番高く設定されていた地域の一番多い締結額は 4,800 円でした。

11 月末から 12 月 1 日に木更津で食味コンテストに行ってきました。新潟県では新発田農業高校がお米の甲子園で 1 位になりました。柏崎は小学校部門で田尻小学校が金賞に選ばれました。過去に開催地になった所が最終選考でいい結果が出ています。来年は静岡、その次は長野、3 年後は津南で開催されます。津南で開催されるのでそこに向けて、何かしらの取組をした方がいいのではないかと農協の担当とも話をしています。是非皆さんも 3 年後に食味コンテストに出せるように、来年以降作付けの目標に入れていただければと思います。大変お疲れ様でした。良いお年をお迎えください。

閉会 午後 2 時 40 分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名押印する。

柏崎市農業委員会

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_